

日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1.改正する規則等

日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則

2.目的・理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うこと。

3.内 容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、被保険者証の廃止に伴い、医療費支給の申請の際に必要な書類のうち、「被保険者証等」を「第2条第1項第2号に掲げる書類」に改めるほか、規定の整備を行うこと。

※ 第2条第1項第2号に掲げる書類

医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であることを証する書類

4.施行の時期

令和7年4月1日から施行。

5.意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。